

平成 30 年度 社会福祉法人優秋会

地域密着型小規模特別養護老人ホーム ふくろうの郷 事業計画

地域密着型小規模特別養護老人ホーム「ふくろうの郷」は、平成 24 年 1 月 18 日社会福祉法人優秋会の認可を受け、同年 5 月 11 日に羅臼町で初めての特別養護老人ホームとして開所。今年 5 月には開所 6 年目を迎えようとしています。

この間、地域の方々のご理解と行政のご支援を頂き、地域密着型の高齢者福祉施設としてなくてはならない施設になっておりますが、引き続き社会福祉法人の運営する施設としての使命を忘れず高齢者福祉サービスを推進していかねばなりません。

ついては、平成 27 年度の介護保険制度の見直し・介護報酬の削減以降、施設経営が厳しい状況にあります。平成 30 年度からの介護報酬が微増の改定となったことから、歳出の見直しと介護報酬の加算・短期入所生活介護（ショートステイ）の再開により歳入の増を図ることが重要と考えます。

また、介護従事者の人材確保が困難な状況にあります。入居者の安全を確保し、質の高いサービスを提供するためにも介護スタッフの確保と処遇改善が急がれるところです。

社会福祉法人として公共性・非営利性が求められていますが、事業の継続を確保するためには経営の効率化と安定化を図ることが肝要（非常に大切なこと）なことでもあります。

良質な福祉介護サービスを提供するためには、介護と看護そして調理部門が一層連携を強め施設運営を進めていかねばなりません。

開所 6 年を迎えるにあたり、改めて初心に帰り「ふくろうの郷」で働くすべての従業員が地域密着型の老人介護福祉施設として果たすべき役割を十分に認識し、地域のニーズに合ったより良いサービスを提供するため、平成 30 年度においても下記の「施設運営の基本理念」と「入居者の処遇目標」に沿った施設の運営に努めてまいります。

1 施設運営の基本理念

- (1) 入居者の意思及び人格を尊重するとともに常に入居者の立場に立って安心安全な介護サービスを提供するよう努めます。
- (2) 明るく家庭的な雰囲気のもと、地域や家族との結び付きを重視するとともに羅臼町や他の関係機関との密接な連携に努めます。

2 入居者の処遇目標

施設は入居者の生活の場であることを念頭に置き、集団生活への調和と安全性に配慮しながら、入居者一人ひとりの個性や生活歴を尊重し、生活に楽しみを見出していただけよう、できる限り個別の対応を行います。

また、心身の健康と残存機能の保持に努め、穏やかで安定した生活の実現を目標とします。

(1) 介 護

- ① 介護計画書に基づいたサービスの実施を徹底するとともに、入居者の状況変化に合わせ、見直しを随時行います。

- ②入浴・食事・排泄の介護において、その内容について随時見直しを図り、入居者一人ひとりの心身の状態に応じた、安心・安全で快適な介護方法を目指します。
- ③個々の入居者の身体状況やニーズに合わせた日課活動（誕生会等）を実施し、日常生活にリズムと潤いを持つようにします。
- ④家族等の方々の協力を得ながら、積極的に外出する機会を作っていきます。
- ⑤意思表示の困難な入居者に援助するときは、ご家族の意向を伺うとともに、その方の状態を見て何が必要とされるのかを絶えず検討していきます。
- ⑥創意工夫により身体拘束をしない介護を維持していきます。

（２）看取り介護（ケア）の実施に向けた取り組みの強化

一昨年から看取り介護の実施に向け内部研修と態勢づくりを進め、昨年４月に「看取り介護の加算」の届出を行い、取り組みが始まりました。

今後も入居者家族への丁寧な説明を行います。そして、終末期であると入居者が医師から判断された場合、当施設で最後まで暮らすことを希望された入居者に対して、できる限り本人と家族の意思を踏まえた「看取り介護計画書」を作成し、看取り介護（ケア）を実施してまいります。

（３）快適生活空間整備（整理整頓、動線の創意など）

入居者のベッド周りから、居室、共有部分、スタッフルームを始め倉庫に至るまで、職員全員が整理整頓を行い、安全な空間にするなど創意工夫により入居者に寄り添い支援しやすい環境整備に努めます。

（４）保健衛生及び医療ケアの推進

- ①嘱託医による訪問診療を月に２回、定期的を実施します。
- 併せて看護職員による日常の健康状態の把握、保健衛生指導を行います。
- ②疾病等で医療措置が必要な場合は、原則として、協力病院である（知床らうす国民健康保険診療所）に治療を要請します。
- ③入居者の身体状況に応じた方法によって、週２回の入浴または清拭を行います。
- ④衛生管理を徹底し「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」に基づき感染症予防に努めます。
- ⑤感染症予防の一環として、入居者はもとより、本年度も全職員に対するインフルエンザ接種を行うこととし、また、全職員を対象とした感染症施設内研修を実施します。

（５）給食

- ①低栄養状態の予防・改善を図るため、栄養士は各入居者の栄養アセスメントの結果に基づき看護師・介護スタッフと連携・協働で栄養ケア計画を作成し、計画に沿った食事を提供します。
- ②食事開始時間は、朝食７時３０分、昼食は１１時３０分、夕食は１６時３０分を原則とし、午後３時に提供するおやつも含め、入居者の状態等により食事時間が変更となる場合は、適切に保管のうえ提供することにします。

- ③入居者の低栄養状態等の予防・改善のため、栄養士は入居者の栄養所要量を満たしつつ、入居者の嗜好や季節の献立を作成するとともに、医師の発行する食事箋に基づいた治療食や嗜好等による代替食など入居者の状況にあった食事を提供します。
- ④経口摂取の維持のためのサービスを行うとともに、嚥下困難な入居者に対しては、できるだけ口から食事摂取が維持できる食事を提供します。
- ⑤食事は、主食と副食に分けて、次により実施します。
 - ・主食 米飯 粥 ミキサー
 - ・副食 常食 きざみ みじん ミキサー

(6) 入浴について

- ①入浴は、毎週 2 回を原則とします。なお、入浴形態は、個浴・機械浴とし、入居者個々の状態に最も適した浴槽を使用します。
- ②健康状態により看護師の指示に基づいて入浴を中止する入居者に対しては、清拭を実施します。

(7) 排泄について

- ① 排泄は、入居者一人ひとりの心身状況に合わせて個別に対応し、できるだけトイレでの排泄が維持できるように支援します。
- ②居室での排泄介助にあたっては、人としての尊厳に気を配りドア・カーテンを閉める等プライバシーに配慮し、身体機能に最も適した方法で行います。

(8) 着脱

着脱介助にあたっては、入居者の身体状況を熟知したうえで、不適切に身体を動かさない等、脱臼・骨折等の事故が発生することのないように行います。

(9) 移乗について

移乗介助にあたっては、移乗時の打撲・骨折等に十分に注意する。

安全・安楽に移乗介助が行われるよう、スライディングボード等に留意し、点検を日頃より適切に行います。また、車椅子のブレーキ・タイヤの状態等に留意し、日頃より点検を適切に行います。

(10) 体位変換

体位変換の必要な入居者に対しては、脱臼・骨折等の事故に留意のうえ、適切に行い、褥瘡の予防・治癒に努めます。

(11) 外出支援

入居者が希望する散歩、買い物等の外出支援を積極的に行うように努めます。

(12) 健康管理

- ①常に入居者の体調の変化に留意し、生活相談員との連携を密にして必要な医療処置、疾病の予防等、健康管理に努めます。

- ②生活相談員は、日常生活のなかで入居者の心身状態を注意深く観察し、看護師との連携のもと早期発見・早期治療に努めます。
- ③入居者が服薬中の薬剤については看護師が管理し、服薬介助にミスのないように十分に注意します。また、看護師はご家族等の同意の下に薬剤情報提供書を取り寄せ、薬剤についての情報を的確に介護員に伝えます。

(13) 個別機能訓練について

- ①入居者が日常生活を営むのに必要な身体機能を改善し、また、その減退を防止するため、個々のご入居者の機能訓練を実施し、定期的に評価と見直しを図ります。
- ②レクリエーション、行事、入居者の有する能力を活用した介護等を通じて身体機能の維持を図るための必要な運動を行います。

(14) サービスの向上について

- ①自己点検と相互点検を通して、サービスの基本である接遇マナー（あいさつ・笑顔・丁寧な言葉使い等）の向上に努めます。

3 施設の運営・管理について

(1) 入居者の決定について

入居に関して透明性・公平性を確保するために、行政も委員として参加している「ふくろうの郷入所判定委員会」を年4回開催し、入居者を決定します。

(2) 苦情処理及び個人情報保護について

- ① 苦情解決責任者（施設長）並びに苦情受付担当者（生活相談員）は、苦情に対して、誠意ある態度で真摯に受け止め、解決を得るように努めるとともに、改善すべきことは、施設として早急に取り組むこととします。
また、必要に応じて、外部委員によって構成されている「苦情解決委員会」に諮り、公平中立の立場に立った適正な解決に努めます。
- ②全ての職員は個人情報を適切に管理し、入居者及びご家族から予め同意を得ない限り、入居者及びご家族の個人情報を第三者に提供しないものとします。

(3) 身体拘束及び虐待防止について

- ①「高齢者虐待防止対応支援マニュアル」に基づき、「身体拘束委員会」による研修を通して高齢者の身体拘束及び虐待防止を推進します。

(4) 運営協議会の開催及び家族会との連携について

運営協議会及び家族会を開催し、施設運営等について説明するとともに、意見交換・交流により、施設運営等について理解と協力を得るよう努めます。

ご家族等とは入居者の体調変化など日頃より連絡を密にし、相互信頼関係を築くよう努めます。

(5) 広報活動

「ふくろうの郷だより」を毎月1回発行しご家族の皆様配布します。
さらに、ホームページを活用し定期的に施設の最新情報を発信していきます。

(6) 業務の見直しと改善について

- ①良好な介護サービスを提供し、業務を効率的・効果的に行うために、職員は常に各種業務の見直しに努めます。
- ②有給休暇の取得向上等、残業の解消等労務管理を改善し、職員のモチベーションが低下しないよう努めます。

(7) 職員の健康管理及び労働災害の防止について

各セクションの責任者は、職員の身体面・精神面の負担等を常時観察し、心身の健康管理を行うとともに労働災害の防止に努めます。また、業務中に発生した労働災害については速やかに対応し、状況によっては労働災害保険の申請手続きを行います。

(8) 火災の予防と訓練について

防火管理者は、「防災委員会」と合同して、防災設備及び防災用具等の確保と点検を定期的実施するとともに、火災・地震等の災害に備えて「消防防災計画」に基づき年2回の訓練を実施します。

また、町の防災訓練に合わせて防災訓練を年1回実施します。

(9) 施設の整備の更新・改善

- ①施設が建設され5年が経過したことから、消耗が激しい器具備品等、施設機能維持のために計画的な器具の改修・更新、建物の維持管理に努めます。
- ②今年度も不要個所の消灯を徹底する他、LED照明器具の有効活用を行い節電に努めます。

4 短期入所生活介護（ショートステイ）について

介護保険の居宅サービスの一つであるショートステイは、在宅で介護するご家族の介護の負担軽減を主目的とするサービス事業です。利用を希望されるご家族が多くおられるという状況を認識し、利用率向上のため空床ベッドを含め、できるだけ迅速・円滑に入居者を受け入れるよう努めます。